

様式第2号（第5条関係）

松文文財第123号

令和7年4月1日

（宛先）松本市長

公印は省略可

所在地 松本市丸の内3番7号

名称 松本市

代表者の氏名 松本市長 臥雲 義尚

連絡先（電話）85-7064（文化財課）

国の機関等の代表者（事業主）としてください。

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記

文化財保護法第94条第1項

1 所在地	松本市大字〇〇字□□123番4、123番5		
2 面積	123.45㎡	地番を記入してください。	
3 土地所有者	住所：松本市丸の内3番7号 氏名等：松本市		
4 遺跡の名称	(遺跡番号) 員数		
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場 宅地造成 土地区画整理 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要	市道改良工事 W=6m L=300m 掘削深度100cm (詳細は別添図面参照)		
6 工事主体者	住所：松本市丸の内3番7号(文化観光部文化財課文化財担当 担当者名) 氏名等：松本市長 臥雲 義尚		
7 施工責任者	住所：松本市大字中山3738番地1 氏名等：埋蔵文化財建設株式会社		
8 着手予定時期	令和7年8月1日	9 終了予定時期	令和8年1月31日
10 参考事項	「上旬」、「〇月中」といった記載でも可		

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は通知者が記入 ②指示事項欄は松本市で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書」（文化財保護法第94条）記入方法
様式及び添付書類を合わせ、正本1部を文化財課へ提出してください。

項目	書き方・備考
通知日	提出日 ※ 文化財保護法では、「事業計画の策定に当たって、あらかじめ」通知することとされています。（実施）設計図面ができた段階で書類を作成してください。
通知者	国の機関等の代表者（事業主）としてください。
押印	省略可
所在地	地番を記入してください。なお、筆数の多いときは、別紙でも可です。 直近で分合筆をしている場合は、公図（写し）を添付してください。
遺跡の名称 等	「遺跡の現状」のみの記入でも可です（ほかは文化財課で記入します）。
工事の概要	記入例： 「県道改良工事」「W=6m、L=100m、最大掘削深50cm」 「森林整備事業に係る作業道開削」「W=3m、L=50m、掘削深30cm」 「治山工事に係る補強工」「アンカー（φ20cm*L50cm）100本打設」 等
工事主体者	通知者と同じ、国の機関等の代表者（事業主）を記入してください。 所管課・担当者名も記入してください。
施工責任者	施工業者の連絡先を記入してください。 未定の場合はその旨を記入してください。
着手・終了 予定時期	「令和7年4月上旬」や「令和8年1月中」といった記載でも可です。
添付書類	<u>1部。A3判以内。</u> （以下、下線の図面は必須です。） <u>位置図</u> 、公図（写し）、 <u>現況図</u> 、 <u>配置図</u> <u>1階平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、 <u>矩計図</u> 、 <u>基礎伏図</u> や <u>基礎断面図</u> 等掘削範囲と深度がわかる図面 <u>造成平面図</u> 、 <u>縦横断面図</u> 、 <u>擁壁や浸透桝などの設置に関する図面</u> ※ 掘削・盛切土の関係図面は可能な限り用意してください。

※ 「土地所有者の承諾書」について

- ・ 土地所有者の承諾書は、試掘調査や本調査が必要な場合にご提出いただくもので、必ずしも94条通知の際にあわせて提出していただく必要はありません。
- ・ 承諾書は、発掘調査終了後に文化財発見通知を松本警察署に提出する際に必要なものです。発掘調査を実施するか否かは、この文書の有無に関わらず、関係者との遺跡の保護協議の上決定するものです。

提出先：松本市 文化観光部 文化財課 埋蔵文化財担当

〒390-0823 長野県松本市中山3738番地1 松本市立考古博物館内
電話（直通）0263-85-7064 FAX0263-86-9189